論 説

中国復審(拒絶査定不服審判)に関する調査研究

国際第3委員会第1小委員会*

抄録 近年中国経済は著しく発展し、その市場は各企業にとって益々重要になっている。事業拡大ならびに事業保護を図るため、中国での知的財産権の取得も益々重要となり特許出願件数は年々増加している。これに伴って、特許登録件数も増加する一方、拒絶査定とされる案件も増加していくことが考えられる。しかしながら、中国における拒絶査定不服審判の制度や実態については不明な点があり、中国特許庁から詳細な統計情報も発表されていない。

そこで本稿では、本委員会の会員企業にアンケート調査を行い、中国での拒絶査定不服審判における対応についての疑問点等を明らかにしたうえで、2013年11月から2015年10月の間になされた拒絶査定不服審判の審決をランダムに抽出し分析することにより、拒絶査定不服審判の実態を明らかにし、拒絶査定に対して不服審判を行うための材料としてまとめたので結果を報告する。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 拒絶査定不服審判の疑問点についての会員企業へのアンケート調査
- 3. 拒絶査定不服審判制度について
 - 3. 1 拒絶査定不服審判請求の要件
 - 3. 2 拒絶査定不服審判の流れ
- 4. 拒絶査定不服審判の審決に関する調査
- 5. 拒絶査定不服審判の審決に関するサンプリン グ調査の結果及び分析について
- 6. おわりに

はじめに

中国経済が著しく発展し、その市場が益々拡大している。中国で事業を行う企業においては知的財産権、特に特許(発明専利)権を取得して、事業の優位性・安定性を確保するために、特許出願が活発である。近年、中国の特許出願件数は驚異的に増加しており、2011年以降、アメリカ及び日本を上回り世界第1位の出願件数がなされている(図1参照)¹⁾。

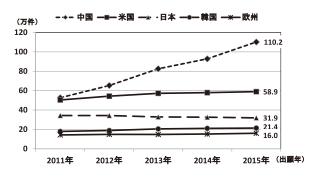


図1 五大特許庁における特許出願件数推移

特許出願件数の増加傾向の中,実体審査を経て,拒絶査定される出願も増加することが予想される。そのため,各企業においては,拒絶査定への対応も,益々求められる。一般的に,拒絶査定を受けた場合,それに承服し権利化を断念するか,あるいは復審(以下,拒絶査定不服審判と呼ぶ)を請求し,権利化を継続的に図るか,いずれかの対応となる。

しかしながら、中国において、拒絶査定不服

^{* 2015}年度 The First Subcommittee, The Third International Affairs Committee

審判はどのように行われているかとなると、その制度や実態について不明な点がある。また、日本特許庁からは、拒絶査定不服審判の請求成立率、審理期間といった詳細な統計情報が発表されているが、国家知識産権局(以下、中国特許庁と呼ぶ)からは同様な統計情報は現状では発表されていない。

そこで、本委員会の会員企業にアンケート調査を実施して拒絶査定不服審判における疑問点等を明らかにしたうえで、2013年11月から2015年10月の間に下された拒絶査定不服審決をランダムに抽出・分析することにより、拒絶査定不服審判の実態を明らかにし、拒絶査定に対して不服審判を行うための材料としてまとめたので結果を報告する。

なお、本稿は2015年度国際第3委員会第1小委員会の劉洪亮(小委員長:パナソニック)、相澤和佳奈(三菱製紙)、大和田昭彦(富士通)、高田祐治(YKK)、平野仁嗣(日東電工)、堀弘樹(ブリヂストン)、米虫良治(カネカ)が作成した。

2. 拒絶査定不服審判の疑問点についての会員企業へのアンケート調査

拒絶査定不服審判の制度及び実態について, いかなる情報が求められているか, またどのよ うな問題意識・要望があるかについて把握する ために, 会員企業にアンケート調査を実施した。

(1) アンケートの概要

国際第3委員会の会員企業43社を対象として、41社(回答率:約95%)から回答が得られた。アンケートは、以下の各項目について質問形式で実施した。

回答企業の業種内訳は、図2で示す通りである。

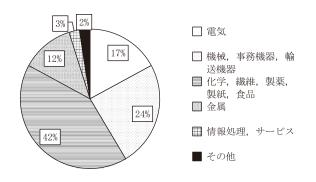


図2 アンケート回答企業の業種内訳

(2) アンケートの回答

①拒絶査定を受けた経験の有無

まず,中国特許出願について拒絶査定を受けた経験の有無について質問した。

その結果,約95%が拒絶査定を受けた経験があると回答した。

②不服審判の請求経験の有無

次に拒絶査定を受けた経験を有する企業に対して、拒絶査定不服審判を請求した経験の有無について質問した。

その結果,約95%が拒絶査定不服審判を請求 した経験があると回答した。このことから,拒 絶査定不服審判を請求することが実務上まれで はないことがわかる。

③不服審判を請求した理由

次に, 拒絶査定不服審判を請求した経験を有する企業に対して, 審判を請求した理由について質問した(複数回答可)。

その結果,図3で示すように約84%が「拒絶理由が認容できない」,また約51%が「他国で登録済のため」と回答した。このことから,審判を請求する理由の根底に「審査の質」に対する不信や不満があるものと推測される。

また、約76%が「重要案件であるため」と回答した。このことから、案件の重要度が審判請求要否の意思決定にあたり大きな判断材料になっていることがわかる。

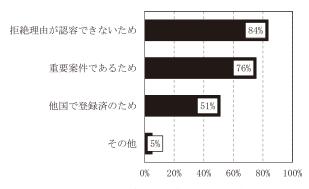


図3 不服審判を請求した理由

④不服審判に関する疑問の有無

全企業に対して, 拒絶査定不服審判に関する 不明点・疑問点の有無について質問した。

その結果,約85%が不明点・疑問点があると回答した。このことから,大部分の企業が,必ずしも日本の拒絶査定不服審判と同じ水準では制度・実態等を把握できておらず,中国の拒絶査定不服審判について何等かの疑問を持っていることがわかる。

⑤会員企業の関心事項

拒絶査定不服審判に関して不明点や疑問点を 有する企業を対象に,拒絶査定不服審判につい て関心を持っている事項を質問した(複数回答 可)。

図4で示すように、「拒絶解消率」との回答が圧倒的に多く(約80%)、多い順に「費用」、「時間」との回答が続く。一方、「制度」と回答した企業は約11%にとどまった。

このことから,多くの企業が「拒絶査定不服 審判の制度」よりも,「拒絶解消率」など審判

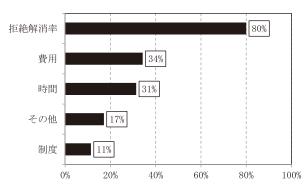


図4 不服審判に係る関心事項

請求要否の判断材料となる「実態」について高い関心をもっていることがわかった。

(3) アンケートの結論

アンケートの結果,多くの会員企業は,拒絶 査定を受けた場合,拒絶理由について承服でき ず,拒絶査定不服審判を請求している。一方, 拒絶査定不服審判により拒絶査定を本当に覆す ことができるか,また,どれぐらいの期間や費 用がかかるかなど,審判請求についての重要な 判断材料である「実態」についての情報が乏し く,会員企業は拒絶査定不服審判の「実態」を 把握したいと考えていることがわかった。

そこで,本小委員会は,「拒絶査定の解消率(成立率)」,「審判請求から審決までの期間」などを焦点として,拒絶査定不服審判の審決決定書の分析・統計を行い,拒絶査定不服審判の「実態」を会員企業に報告することとした。

3. 拒絶査定不服審判制度について

中国では、特許出願が拒絶査定となった場合、特許出願人は、日本特許庁「審判部」に相当する国家知識産権局専利復審委員会(以下、復審委員会と呼ぶ)に、拒絶査定不服審判を請求することができる。この制度は、特許出願人に与えられた救済手段となるものである。

この拒絶査定不服審判の請求は、中国特許法(専利法)の第41条で規定されている。

3. 1 拒絶査定不服審判請求の要件

(1) 時期的要件

拒絶査定不服審判請求は, 拒絶査定通知を受けた日から3ヶ月以内に行わなければならない。

(2) 主体的要件

拒絶査定不服審判請求は特許出願人のみが行 うことができる。なお,共同出願の場合,特許 出願人全員で行わなければならない。

(3) 拒絶查定不服審判請求書

拒絶査定不服審判請求書には,請求の理由を 記載しなければならない。また,必要により, 関連証拠を添付することもできる。

3. 2 拒絶査定不服審判の流れ

拒絶査定不服審判請求が行われると,方式審査が行われ,方式審査に合格した後,前置審査に係属する。前置審査で,拒絶査定を維持する前置審査意見となった場合に,復審委員会が合議体を設立して審査を行うことになる。

拒絶査定不服審判請求の審査フローについて、図5のように整理²⁾した。

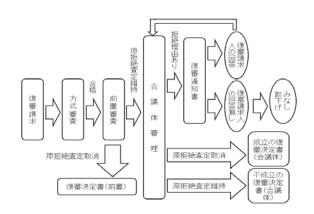


図5 拒絶査定不服審判の審査フロー

(1) 方式審査

方式審査では、方式違反が存在する場合、補 正命令が下される。方式違反が解消しない場合 は、請求が却下される。

(2) 前置審査

方式審査に合格した拒絶査定不服審判請求に 対して、前置審査に係属する。前置審査は、元 の実体審査を行った審査部門が行う。日本とは 異なり、拒絶査定不服審判請求時の補正の有無 に関係なく、全件が前置審査に係属する。 前置審査を行った元の審査部門は,前置審査 意見書を作成する。前置審査は,特別な場合を 除いて,元の審査部門が案件ファイルを受取っ た日から1ヶ月以内に完了する。

この前置審査意見において, 拒絶査定を維持 する場合に, 復審委員会が合議体を構成して, 審理を行うことになる。

(3) 合議体審理

合議体は、3名又は5名で構成される。合議 体の人数は一般的には3名であるが、特別な要件を満たす場合には5名となる。

合議体での審理は、一般的に、拒絶査定の根拠となった理由及び証拠に対して行われる。

合議体は、書面審理、口頭審理又は書面審理 と口頭審理との組合せなどの方式によって審理 することができる。

合議体は、審理を行い、以下(a)~(d)の場合には、復審通知書(復審請求口頭審理通知書を含む)を送付するか、または口頭審理を行う。

- (a) 拒絶査定を維持する決定を行う場合。
- (b) 請求人が, 特許法, 実施細則及び審査指 南の関連規定に基づいて出願書類を補 正することにより, 拒絶査定の取消しが 可能となる場合。
- (c) 請求人による更なる証拠の提出または関連事項についての説明が必要である場合
- (d) 拒絶査定では示されていない理由または 証拠の引用が必要である場合。

なお、請求人は、書面による回答を行う場合は、復審通知書を受領した日から1ヶ月以内に行わなければならない。回答期限は1回だけ延長することができ、1ヶ月もしくは2ヶ月延長することができる。期限を過ぎても書面による回答がない場合、拒絶査定不服審判請求は取下げられたものと見なされる。

(4) 補 正

請求人は,拒絶査定不服審判請求時,復審通知書(復審請求口頭審理通知書を含む)への回答時,または,口頭審理に参加する際に,出願書類を補正することができる。

この補正は、拒絶決定または合議体に指摘された欠陥の解消に対応するものでなければならない。

(5) 審決 (復審決定)

合議体は、審理を行った結果に基づいて、審 決を下す。その審決の類型は二つある。

①拒絶査定を取消す審決

特許出願は, 拒絶査定がなされた前の状態に 戻り, 引続き再審査を行うことになる。

②拒絶査定を維持する審決(拒絶審決)

特許出願人は、復審委員会からの拒絶審決に 不服がある場合、人民法院に起訴することがで きる。この人民法院への起訴は、拒絶審決を受 取った日から3ヶ月以内に行わなければならな い。

(6) 拒絶査定不服審判請求の取下げ

請求人は、審決が出るまでは、拒絶査定不服 審判請求を取下げることができる。この取下げ により、拒絶査定不服審判の手続は終了する。

4. 拒絶査定不服審判の審決に関する調査

(1) 拒絶査定不服審判の状況

2010年~2014年,各年の中国特許庁年報(国家知識産権局年度報告)³⁾によると,復審委員会が受理した拒絶査定不服審判件数及び結案(結審)件数は,年々増加傾向にあった。図6で示すように2014年の受理件数は24,452件であり,そのうち,特許(発明専利)は21,564件,実用新案(実用新型専利)は2,491件,意匠(外観設計専利)は397件であった。また,図7で

示すように、2014年の結審件数は、20,393件であり、そのうち、特許は18,853件、実用新案は1.240件、意匠は300件であった。

なお、実用新案の請求件数は2014年から急激 に増加したが、それは審査指南の改正が行われ、 方式審査が、より強化して実施されるようになったためと考えられる。

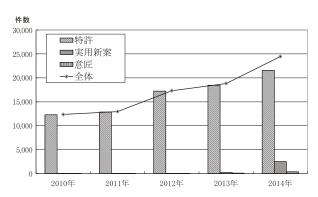


図6 拒絶査定不服審判受理件数の推移

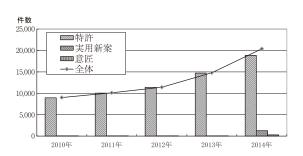


図7 拒絶査定不服審判結審件数の推移

(2) 拒絶査定不服審判の審決についてのサンプリング調査

拒絶査定不服審判の「実態」を把握するために、復審委員会の下した審決について、サンプリング調査を行った。具体的には、複数案件の審決を入手し、拒絶査定の解消率(成立率)や、審判の審理期間や、請求人によって行った補正の回数などの「実態」について統計分析を行った。

拒絶査定不服審判の審決は復審委員会の提供する審査決定検索DB⁴⁾を使用した。なお、審査決定検索の検索画面は、図8に示す通りである。

当前位置。 首页 -> 服务专区 -> 审查决定查询

決 定 号	决 定 日	
オーボー人	申请(专利)号	
发明名称	外观设计名称	
国际分类号	外观设计分类号	
主車员	* # E	
合议组组长	专利权人	
拨权公告日	审 定 公 告 日	
法律信息	决定要点	

図8 審査決定検索の検索画面

本サンプリング調査は、結審日(=調査DB 項目上の決定日)が2013年11月~2015年10月まで(約24ヶ月)の特許出願に対する審決を分析の対象とし、ランダムに401件をサンプルとして抽出して、調査分析を行った。なお、前記調査期間中において、本DB上で公開となった審決の件数は正確に把握できていないが、前記図7で示したデータによると、近年の年間拒絶査定不服審判審決の件数(約20,000件/年)に基づき、前記調査期間の約24ヶ月では約40,000件の審決があったと推測できる。つまり、本サンプリング調査は、前記調査期間中のあった全審決の約1%を調査したことになると推測される。

具体的には、前述の企業アンケートの調査結果から明らかになった会員企業の関心事である成立率、費用、時間を中心に、審決の内容(成立/不成立)、拒絶理由通知や補正、口頭審理の回数、審理期間などを調べ、統計分析を行った。

なお、前置審査により拒絶査定を取消す復審 決定がなされた案件については、この復審決定 が審査決定検索DBで公開されていないために 検索できず、本調査には含まれていない。また、 拒絶査定不服審判を請求したものの、審決が下 されるまでに、請求人が審判を取下げた案件ま たは取下げられたとみなされた案件等も検索で きないため、本調査には含まれていない。

5. 拒絶査定不服審判の審決に関する サンプリング調査の結果及び分析 について

(1) 拒絶査定不服審判の成立率

①全体の傾向

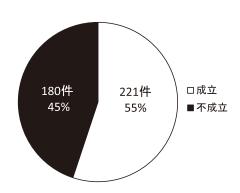


図9 拒絶査定不服審判の成立率

図9に拒絶査定不服審判の成立率を示す。全 請求された拒絶査定不服審判の案件における成 立率は55%であった。なお、成立率は、次のよ うに計算した。

「成立率」= (審決において拒絶査定が解消 された案件の数) / (全サンプリング調査対象 案件の数)。

なお、日本特許庁が発行する「特許行政年次報告書2016年版」⁵⁾ によれば、特許案件について、2015年の拒絶査定不服審判の請求件数は、21,858件で、拒絶査定不服審判の成立率は約60%である。わずかの差があったものの、中国における成立率は日本における成立率と同程度であると思われる。

②筆頭IPC別の傾向

表1は、筆頭IPC別に見た拒絶査定不服審判成立率の内訳を示している。

表1中の「拒絶査定不服審判」に対する各種項目(調査案件数/比率/「成立」件数/「不成立」件数/成立率)はいずれも今回のサンプリング調査対象の案件の数値である。一方、「(参考データ) 2013年中国特許出願」に対する各項

拒絶査定不服審判(サンプリング調査) 筆頭IPC別						(参考データ) 2013年中国特許 出願	
	調査件数数	比率	「成立」 件数	「不成 立」件 数	成立率	2013年 出願 件数	比率
A 生活必 需品	44	11%	22	22	50%	137,174	17%
B 処理操作,運輸	45	11%	29	16	64%	134,750	17%
C 化学	77	19%	44	33	57%	126,480	16%
D 繊維, 紙	1	0%	1	0	100%	14,788	2%
E 固定構 造物	8	2%	4	4	50%	30,801	4%
F 機械工学, 照明,加熱,武器,爆破	30	7%	19	11	63%	67,705	9%
G 物理学	86	21%	47	39	55%	149,206	19%
H 電気	110	27%	55	55	50%	134,613	17%
全体合計	401	100%	221	180	55%	795,517	100%

表 1 筆頭IPC別拒絶査定不服審判成立率

目(2013年出願件数/比率)は、本サンプリング調査期間と近い、2013年専利統計年報⁶⁾から引用した数値である。

筆頭IPC別の拒絶査定不服審判の成立率には、サンプリング母数の少ないD(繊維、紙)セクションを除き、55%前後の50~64%の範囲内にあり、筆頭IPC別によって、大きな差がないことが分かった。なお、2013年特許出願の筆頭IPC別件数の比率によると、DセッションおよびEセッションの出願件数自体が少ないので、拒絶査定不服審判の成立率の傾向を把握することが困難と思われる。

③内外国人別の傾向

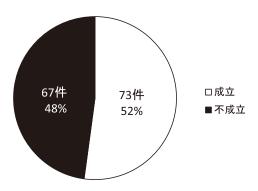


図10 中国人による拒絶査定不服審判請求案件の 成立率

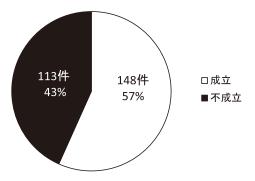


図11 外国人による拒絶査定不服審判請求案件の 成立率

図10は、内国人(中国人)の成立率を示している。また、図11は、外国人による拒絶査定不服審判請求案件の成立率を示している。サンプリング調査対象案件から、出願人の住所が中国大陸内の案件を内国人の案件と特定して、分析を行った。

その結果,出願人が内国人である案件の成立率は52%であるのに対して,外国人の成立率は57%であった。

以上から,中国の拒絶査定不服審判は,内国 人と外国人の間で,成立率の差は殆ど無いもの と考えられる。

因みに、今回の調査において、全401件のうち、 出願人の住所が日本である案件の総数は67件で あり、成立件数は37件で、成立率は55%であった。

(2) 拒絶査定不服審判の審理期間

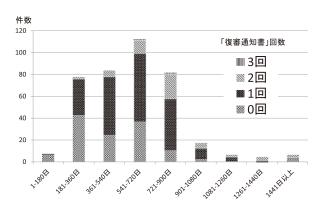


図12 拒絶査定不服審判の審理期間と「復審通知 書」の発送回数

図12は拒絶査定不服審判の請求日から結審日までの審理期間を180日間隔で区分けしたものである。併せて、合議体による復審通知書(拒絶理由通知に相当)の発送回数を示す。今回の調査では、審理期間の最小日数は117日で、最大日数は2,694日で、平均日数は608日であった。言い換えれば、平均として、請求日から約20ヶ月で最終処分が下されることがわかった。

なお、前記の日本特許庁が発行する「特許行政年次報告書2016年版」⁵⁾ によれば、日本の2015年に処理された拒絶査定不服審判案件における審理期間は平均12.5ヶ月であるとのことから、中国の方が日本の倍近く時間がかかることがわかった。

また、審理期間と復審通知書の発送回数を比較した場合、復審通知書の発送回数が多くなる程、審理期間が長くなる傾向が見られた。

一方発送回数が3回であっても、審理期間が643日と平均日数に近い場合もあれば、一度も復審通知書が発送されていないにも関わらず審理期間が2,260日という長期に亘った場合もあった。

表2 筆頭IPC別審理期間

筆頭IPC別		審理期間(日)			
事頭IFU別	平均	最大	最小		
A 生活必需品	609	1,514	166		
B 処理操作, 運輸	475	1,065	205		
C 化学	569	1,560	158		
D 繊維, 紙	791	791	791		
E 固定構造物	571	838	457		
F 機械工学, 照明, 加熱, 武器, 爆破	508	1,659	181		
G 物理学	703	2,694	174		
H 電気	644	1,519	117		
全体平均	608	2,694	117		

表2は筆頭IPC別の審理期間日数を示している。全体の審理期間の平均は608日であるのに

対して、Aセクションはほぼ平均値であり、B、C、E及びFセクションでは平均日数以下であり、審理期間は短い傾向が見られる。一方、Gセクションは審理期間平均が703日であり、Hセクションは審理期間平均が644日であり、平均より日数がかかる傾向が見られる。

(3) 拒絶理由別の分析結果

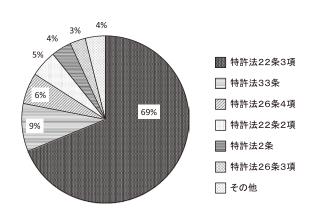


図13 拒絶査定不服審判請求案件の拒絶理由別分布

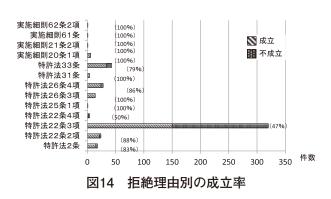


図13は拒絶査定不服審判請求案件の拒絶理由別分布であり、図14は拒絶理由別の成立率である。なお、1件の審判事件において複数の拒絶理由がある事件も存在するため、本調査においては、複数の拒絶理由がある事件の場合、夫々の拒絶理由についてカウントした(但し、複数の拒絶理由がある事件については、拒絶理由毎の成否は確認していない)。その結果、調査件数401件に対し、拒絶理由の延べ件数は465件となった。

図13のように, 拒絶理由の大半は特許法22条3項(創造性)であり, 実に全体の69%, 320件であった。特許法22条3項以外は割合が低くなり, 特許法33条(補正要件)が9%, 特許法26条4項(サポート要件)が6%, 特許法22条2項(新規性)が5%と続いた。

一方,図14によれば、母数が少ないものがあるものの、成立率は、特許法22条3項及び特許法22条4項(実用性要件)では50%以下であったが、その他の理由では79%以上であった。

以上から,形式的要件の拒絶理由である場合には,特に高い成立率で拒絶理由は解消でき,創造性や実用性要件の拒絶理由であっても,約半数は拒絶理由を解消できる。よって,出願人は,審査官が判断した拒絶理由を十分に把握した上で,必要に応じて,拒絶査定不服審判を請求することを前向きに検討しても良いと思われる。

(4) 拒絶査定不服審判中に行った「補正」の 影響

出願人にとって、権利化という目的のために 審判段階で補正した方が良いか否かは、重要な 問題である。

表3 拒絶査定不服審判請求時における「補正」 有無と成立率の関係

拒絶査定不服審判 請求時	対象 案件数	成立 案件数	不成立 案件数	成立率
補正有り	220	126	94	57%
補正無し	181	95	86	52%

表3は、拒絶査定不服審判請求時における「補正」の有無と成立率の関係を示している。これによると、前置審査で拒絶査定が維持され、合議体審理に移行した案件について、その成立率に審判請求時の補正の有無は大きな影響を与えておらず、審判請求時に補正が無かった場合の成立率は、審判請求時に補正をした場合よりも

5%低いことが確認できた。

また、中国では、合議体審理に移行し、拒絶 理由が解消されていないと合議体が判断した場 合には、必ず、1回は合議体によって復審通知 書が発送されるため、請求人は補正を行う機会 が必ず得られる。そこで、拒絶理由別に拒絶査 定不服審判請求時における補正の有無と合議体 の復審通知書の発送率についても調査し、結果 を表4にまとめた。

表4 拒絶理由別の拒絶査定不服審判請求時にお ける「補正」有無と復審通知書発送率

	審判請求時補正	補正有	補正無
	特許法2条	20%	38%
	特許法22条2項	44%	80%
	特許法22条3項	73%	72%
	特許法22条4項	67%	100%
復審通	特許法25条1項	_	100%
通	特許法26条3項	67%	38%
知書	特許法26条4項	56%	90%
書発送率	特許法31条	50%	100%
本	特許法33条	63%	82%
	実施細則20条1項	80%	100%
	実施細則21条2項	_	0%
	実施細則61条	100%	_
	実施細則62条2項	0%	_
	全体平均	66%	69%

表4によると、審判請求時の補正の有無は、復審通知書の発送への影響が小さいことがわかった。なお、図13で示した拒絶理由別分布において、上位三位を占めた拒絶理由(創造性、補正要件、サポート要件)について詳細に見てみると、特許法33条(補正要件)や特許法26条4項(サポート要件)では、審判請求時に補正をしなかった場合には拒絶理由が発送されていた。拒絶理由の割合が最も高く、成立率が最も低い特許法22条3項(創造性)では、審判請求時の補正有無によって、拒絶理由発送率に差が無いことが確認された。

すなわち,創造性が欠如しているとされた場合であっても,審判請求時の補正有無が成功率に与える影響が小さく,制度上,補正の機会にも恵まれていて,審判請求時に補正をしたか否かで,復審通知書の発送率があまり変わらないと言える。したがって,出願人は,拒絶査定不服審判を請求する際に,拒絶査定に至るまでの出願経過の分析を充分に行った上で,審判請求時には補正を行わずに,請求項を減縮することなく,意見書(意見陳述書)において,発明の技術的思想(技術方案)を説明するとともに,自己の発明と引用発明との違いを十分に陳述するに留めることも選択肢の一つであると思われる。

但し、今回のサンプリング調査では、前置審査の段階で拒絶査定を覆した案件に関するデータは残念ながら得られなかったが、審判請求時の補正が無いときには、前置審査で拒絶査定を維持する場合が多いという現地代理人の意見もあり、早期権利化のためには、審判請求時に補正をした方が良いともいえる。特に、補正要件及びサポート要件違反については、審判請求時の補正は有効であると考えられる。

次に、審判全期間(審判請求時~審決)における補正の影響を調査し、結果を表5にまとめた。審判全期間で、補正を行ったことのある案件の成立率は52%であるのに対し、補正を行ったことのない案件の成立率は68%であった。

表5 拒絶査定不服審判請求時の「補正」有無と 成立率の関係

拒絶査定不服 審判中	対象 案件数	成立 案件数	不成立 案件数	成立率
補正有り	316	163	153	52%
補正無し	85	58	27	68%

さらに、審判全期間に補正を一度も行っていない案件の成立率について、拒絶理由ごとに、調査し、表6にまとめた。

表6 審判全期間中補正無し案件における拒絶理由 別の成立率

	1		1	1
拒絶理由	対象 案件数	「成立」 案件数	「不成立」 案件数	成立率
特許法2条	4	4	0	100%
特許法22条2項	4	4	0	100%
特許法22条3項	69	43	26	62%
特許法22条4項	0	0	0	_
特許法25条1項	0	0	0	_
特許法26条3項	7	7	0	100%
特許法26条4項	3	2	1	67%
特許法31条	0	0	0	_
特許法33条	2	2	0	100%
実施細則20条1項	0	0	0	_
実施細則21条2項	1	1	0	100%
実施細則61条	0	0	0	_
実施細則62条2項	0	0	0	_

審判全期間に補正を一度も行っていない案件 の成立率は、特許法22条3項(創造性)と特許 法26条4項(サポート要件)以外は、100%で ある。

また、特許法22条3項と特許法26条4項においても、60%以上という高い成立率が得られている。よって、出願人にとって特に重要な出願で、拒絶査定に対して十分に反論できるとの印象がある場合には、補正を行わないという手段を検討すべきであると思われる。

(5) 復審通知書の発送

合議体による復審通知書の発送回数について 調査し、図15にまとめた。復審通知書の発送回 数が増えると、請求人にとっては補正や反論の 機会が増えるが、権利化の遅延、代理人費用の 増加等にも繋がることから、審理期間中におけ る合議体による復審通知書の発送回数も、出願 人にとって、拒絶査定不服審判の費用を考える 上で、重要な事項であると思われる。

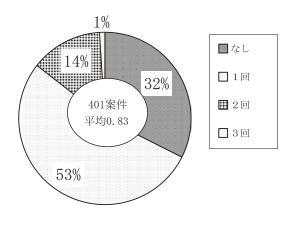


図15 合議体による復審通知書の発送回数

本調査案件については、合議体による復審通知書の発送回数は、平均0.8回であるとの結果になった。また、発送回数は1回が最も多く、全案件の53%を占めており、最多で3回発送された案件もあった。総じて、2回以上の復審通知書が発送される率は、15%程度であり、意外と少ないことがわかった。よって、1回目の復審通知書への対応において、積極的な補正や反論を行うのが得策であると思われる。

さらに、復審通知書の発送回数と成立率の関係についても調査し、表7にまとめた。

表7 復審通知書の発	発送回数と成立率
------------	----------

成立率		復審	紧通知書 多	
	风业平		2回	3回
	特許法2条	40%	_	_
	特許法22条2項	75%	100%	_
	特許法22条3項	27%	27%	0%
	特許法22条4項	0%	_	100%
	特許法25条1項	_	100%	_
拒	特許法26条3項	100%	_	_
拒絶理	特許法26条4項	81%	67%	_
由	特許法31条	100%	_	_
	特許法33条	80%	58%	50%
	実施細則20条1項	100%	100%	_
	実施細則21条2項	_	_	_
	実施細則61条	_	100%	_
	実施細則62条2項	_	_	_
	全体平均		30%	25%

表7からわかるように、復審通知書の発送回数が増えるほど、成立率が低くなる。特に、発送回数が2回を超えた案件に対しては、費用対効果を鑑みた対応をした方が望ましいと考える。

6. おわりに

本稿では、中国拒絶査定不服審判における対応についての疑問点等を明らかにしたうえで、拒絶査定不服審決をランダムに抽出分析することにより、拒絶査定不服審判の実態を明らかにした。特に、中国の拒絶査定不服審判の成立率が平均55%で、日本とほぼ同水準であり、また、請求から審決まで平均約20ヶ月必要で、その過程で平均0.8回の復審通知書が発行されることがわかった。

さらに, 拒絶査定不服審判請求された案件は, 全案件で前置審査が行われること, 及び, 例え 合議体が拒絶査定を維持すべきと判断しても, いきなり拒絶審決を下すのではなく, 復審通知 書を発行し, 請求人に補正の機会を与えること, を考慮すれば, 中国における拒絶査定不服審判 は, 出願人に対しそれほど厳しい制度ではなく, 権利化の有効手段であると考えられる。特許出 願が拒絶査定された場合, あきらめず, 拒絶査 定不服審判の利用を検討されることをお勧めす る。

本稿が会員企業の中国での知財活動の一助となれば幸いである。

注 記

1) WIPO IP Statistics Data Center

http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm ?tab=patent(参照日:2016年12月12日)

検索条件:

Indicator: 1-Total patent applications (direct and PCT national phase entries)

Report type: Resident and non-resident count by filing office

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Year range: From 2011 to 2015

Select office: China / European Patent Office / Japan / Republic of Korea / United States of America

2) 中華人民共和国専利法(中国語原文)

照日:2016年12月12日)

中華人民共和国専利法(日本語訳)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf(参照日:2016年12月12日)

中華人民共和国専利法実施細則(中国語原文)

http://www.sipo.gov.cn/zhfwpt/zlsqzn/zlfssxzsczn/201508/t20150824_1164885.html(参照日:2016年12月12日)

中華人民共和国専利法実施細則(日本語訳)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf(参照日:2016年12月12日)

専利審査指南(中国語原文)

http://www.sipo.gov.cn/zhfwpt/zlsqzn/sczn2010.pdf(参照日:2016年12月12日)

専利審査指南 (日本語訳)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf(参照日:2016年12月12日)

3) 国家知識産権局 2010年-2014年 各年の年度報 告(中国語原文)

2010年度報告 第4章 専利申請与審査, 5. 復審与専利権無効宣告

http://www.sipo.gov.cn/gk/ndbg/2010/201310/P020131025375580247155.pdf(参照日:2016年12月12日)

2011年度報告 第4章 専利申請与審查, 5. 復

審与専利権無効宣告

http://www.sipo.gov.cn/gk/ndbg/2011/201310/ P020131025374304931262.pdf(参照日:2016年12 月12日)

2012年度報告 第4章 専利申請与審査, 5. 復審与専利権無効宣告

http://www.sipo.gov.cn/gk/ndbg/2012/201310/ P020131025373201020730.pdf(参照日:2016年12 月12日)

2013年度報告 第4章 専利申請与審査, 5. 復審与専利権無効宣告

http://www.sipo.gov.cn/gk/ndbg/2013/201405/ P020140626507353782511.pdf(参照日:2016年12 月12日)

2014年度報告 第4章 専利申請与審査, 5. 復審与専利権無効宣告

http://www.sipo.gov.cn/gk/ndbg/2014/201504/ P020150414553847604891.pdf(参照日:2016年12 月12日)

4) 国家知識産権局 専利復審委員会 審査決定検 索

http://app.sipo-reexam.gov.cn/reexam_out/ searchdoc/search.jsp (参照日:2016年12月12日)

- 5) 特許行政年次報告書2016年版 第1部 知的財産をめぐる動向, 5. 審判 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2016/honpen/0101.pdf (参照日:2016年12月12日)
- 6) 2013年専利統計年報 発明, 実用新型専利申請 按IPC部的分類統計表(中国語原文) http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2013/ e/el.html(参照日:2016年12月12日)

(原稿受領日 2016年10月25日)